

質問への回答について

1 登録支援機関の行う支援業務関係

No.	講師への質問	回答(要旨)
1	有料職業紹介許可取得は必須ですか。 受入所属機関から委託される支援業務に係る費用基準額は具体的に決められていますか。決められている場合は、費用基準額を教えてください。	○この件につきましては、東京出入国在留管理局就労審査第三部門までお問い合わせくださるようお願いいたします。
2	登録支援機関の業務において、1番問題となりえる事はなんですか。	○この件につきましては、東京出入国在留管理局就労審査第三部門までお問い合わせくださるようお願いいたします。
3	特定技能の人からの相談内容はどんなものが多いですか	○この件につきましては、東京出入国在留管理局就労審査第三部門までお問い合わせくださるようお願いいたします。
4	1.届出について四半期ごとに提出する届出書について 2.支援計画の委託の有無についてよく理解ができない	○受入れ機関並びに登録支援機関が届け出る必要がある事項については、以下の法務省HP(新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組P16)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf ○受入れ機関が作成した支援計画の実施については、登録支援機関へ委託することができるとされています。以下の法務省HP(新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組P13)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf
5	留学生で介護施設で働きたいと意欲のある人がいます。 先日国内にて技能試験・日本語試験に合格しました。 しかし、留学生から特定技能への変更には納税の確認できる資料が必要であり、 今まで納税して来なかった為額が大きくなっていると相談がありました。 介護施設で働きたいので分納で納めたいと言っております。 納税の意思があり、実績があれば、分納中であっても特定技能への変更は可能でしょうか。	○個別の審査に関する件は、東京出入国在留管理局就労審査第三部門までお問い合わせくださるようお願いいたします。
6	有料職業紹介を通さないと特定技能者は来れないのですか。 有料職業紹介を介さずに受け入れ機関と送り出し機関を会せても良いのでしょうか。 登録支援機関の報酬額の相場はどれ位ですか。報酬額の上限の定めはありますか。 特定技能2号がない(農業等)で、在留期間が5年の者も国民年金を必ず納めなければなりませんか。	○この件につきましては、東京出入国在留管理局就労審査第三部門までお問い合わせくださるようお願いいたします。
7	特定技能労働者が離職した場合、支援機関はいつまでどの様な支援をするのか。また求職中の支援料はどうなりますか。 転職は簡単にできるものですか。	○この件につきましては、東京出入国在留管理局就労審査第三部門までお問い合わせくださるようお願いいたします。

2 登録支援機関の登録申請関係

No.	講師への質問	回答(要旨)
1	申請書類等の作り方など	<p>○登録支援機関として支援業務を行うことを希望する方の申請については、以下の法務省HP(登録支援機関の登録申請)を御参照ください。(リンク先から申請書等をダウンロードできます。)</p> <p>http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00183.html</p>

3 特定技能に係る在留諸申請関係

No.	講師への質問	回答(要旨)
1	<p>現在までの特定技能外国人の申請に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属機関の分類(法人、個人、人数規模等) ・申請から許可に至るまでの大まかな時間 ・申請不許可の事由の発生の有無、また不許可についての理由 ・日本人と同程度の報酬額の目安・指標の算定基準 ・今後申請が増えるであろう業種 <p>がありましたら参考までにお教えいただけると嬉しく思います</p> <p>制度概要だけでなく、より実務あるいは窓口での対応や実際の事例に沿った内容のあるお話をお聞かせ願えればと思います</p>	<p>○この件につきましては、東京出入国在留管理局就労審査第三部門までお問い合わせくださるようお願いいたします。</p>
2	<p>特定技能の受け入れ機関について、過去事業の実績や過去に従業員を雇用した経験がある等の条件がありますが、新しく起業された法人や個人には在留資格申請はできませんか？</p>	<p>○受入れ機関に係る事項については、以下の法務省HP(特定技能外国人受入れに関する運用要領)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001315380.pdf</p>

4 特定技能に係る試験関係

No.	講師への質問	回答(要旨)
1	<p>特定技能の日本語能力に関して、要件では『生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されてること』と有りますが、証明が日本語能力試験JLPTしか対象で無いこととNAT-TESTは対象にならないでしょうか？ JLPTは7月と12月に試験が無いため入国に時間が掛かりすぎる！</p>	<p>○14分野共通の日本語試験は、国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験JLPTとなっています。法務省HP(新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組P7～P9)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf</p> <p>○併せて、法務省HP(「特定技能」に係る試験の方針について)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001313269.pdf</p>
2	<p>国内での技能テストの回数は増えないでしょうか？</p>	<p>○国内における特定技能試験については、以下の法務省HP(特定技能制度における試験実施予定一覧表)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001313234.pdf</p> <p>○特定技能試験等の実施状況については、以下の法務省HP(新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組P21)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf</p>
3	<p>各国の試験日程表はありますか</p>	<p>○海外における特定技能試験については、以下の法務省HP(特定技能制度における試験実施予定一覧表)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001313234.pdf</p>

4	試験の対象者が緩和されたり、試験の数が増えたりしているが、特定技能の試験の現状と今後のどのように展開していくのか。	<p>○特定技能試験の現状については、以下の法務省HP(特定技能制度における試験実施予定一覧表)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001313234.pdf</p> <p>○申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では特定技能の今後の取扱いに関する情報は持ち合わせておりません。</p>
---	---	--

5 特定技能に係るリクルート関係

No.	講師への質問	回答(要旨)
1	具体的に特定技能のリクルートに関してどういった採用方法・流れになるのか。	<p>○特定技能外国人が就労するまでの流れについては、以下の法務省HP(新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組P12: 制度概要③就労開始までの流れ)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf</p>

6 特定技能制度全般について

No.	講師への質問	回答(要旨)
1	特定技能で既に受け入れをしているの、現状や問題点。及び、申請の仕方。(事務的な事)	<p>○現状や問題点の個別具体的な案件につきましては、東京出入国在留管理局就労審査第三部門までお問い合わせくださるようお願いいたします。</p> <p>○登録支援機関として支援業務を行うことを希望する方の申請については、以下の法務省HP(登録支援機関の登録申請)を御参照ください。(リンク先から申請書等をダウンロードできます。) http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00183.html</p>
2	送出国による条件等を解りやすく周知頂けないでしょうか？ また、各種申請を電子申請で行えませんか？(もし、申請出来るようになっておりましたら破棄願います)	<p>○各国における手続については、以下の法務省HP(各国における手続について)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html</p> <p>○オンライン申請の拡大については、以下の法務省HP(オンラインによる在留申請手続の対象範囲の拡大について)を御参照ください。 http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinsei.html (注)登録支援機関の職員の方も対象となりますが、オンラインの利用申出の前に、申請取次者としての承認手続が必要となります。 (オンラインでの申請手続に関する利用案内の1④参照) http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/online_guidance.html</p>
3	1. 登録支援機関業務として特定技能所属機関が作成すべき1号特定技能外国人支援計画書を代理作成することは法律上可能ですか？ 2. 登録支援機関が14日以内に提出すべき定期及び随時の届出を提出し漏れてしまった場合、法律上は罰則規定があると思いますが、実務上はどのような取り扱いをすることになりますか？	<p>○特定技能外国人支援計画書の代理作成の件につきましては、東京出入国在留管理局就労審査第三部門までお問い合わせくださるようお願いいたします。</p> <p>○必要な届出を怠った場合における措置については、以下の法務省HP(在留資格「特定技能」に係るQ&A P14)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001289367.pdf</p>

4	<p>職種の詳細な対象職種は何を見ればわかりますか</p>	<p>○特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係については、以下の法務省HP(新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組P37～:参考資料)を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf</p>
5	<p>特定技能外国人の賃金について、日本人と同等以上という標記ですが、受入機関としての同等以上が業界の全国平均賃金より下回っている(当然、最低賃金を下回る様なことは無い)という理由で在留資格認定証明書交付の審査を通らない、という事はあり得ますか？</p>	<p>○個別具体的な案件につきましては、東京出入国在留管理局就労審査第三部門までお問い合わせくださるようお願いいたします。</p>

7 その他

No.	講師への質問	回答(要旨)
1	<p>本勉強会開催の通知文では、「栃木県が関係者間のネットワークの構築を図ることを目的」と記載されていますが、具体的にどのような構築方法を考えているのでしょうか？</p>	<p>○勉強会での名刺交換など、関係者相互に顔の見える関係を構築することにより、情報交換等の交流を促進していきます。 ※この回答は、栃木県からの回答になります。</p>
2	<p>後日質問事項がある場合はどのように連絡したらよろしいでしょうか？</p>	<p>○御不明な点があれば、東京出入国在留管理局就労審査第三部門に連絡してください。連絡先:0570-034259(所属部署番号:330)</p>